

国歌斉唱時の起立を拒否した教員への  
再雇用拒否

本号掲載の東京都教育委員会事件（最高判平23.5.30。以下「本件判決」）は、第1審判決（東京地判平21.1.19）、控訴審判決（東京高判平21.10.15）の上告審判決である。まず、事案としては、以下の通りである。

都立高校の教員であったX（上告人）は、平成16年3月、事前に校長より、卒業式における国歌斉唱の際に起立しての国歌斉唱を職務命令（以下「本件職務命令」）として命じられていたが、本件職務命令に従わず起立を拒否し（以下「本件起立拒否」、東京都教育委員会（以下「都教委」）より戒告処分を受けた。平成19年3月、Xは定年退職するに先立ち、定年退職後の再任用制度（以下「本件再任用制度」）に係る採用選考を都教委員に対して申し入れをしたが、都教委は、本件起立拒否を理由として、不合格とした（以下「本件不合格」）。そこで、Xは、本件不合格処分が違法であるとして、東京都に対して国家賠償を求めた。

前掲第1審判決では、まず、Xの求めた本件不合格処分の取消の請求を不適法として却下した上で、本件職務命令は学習指導要領の目的にかなない、その目的、内容において不合理とはいえ、Xの思想及び良心の自由（憲法19条）を害するものではないものの、本件再任用制度の選考において、懲戒処分の対象としては非行の程度が軽いとされた本件起立拒否（処分は戒告である）を重大な非違行為と評価して為された本件不合格は、都教委の裁量権の逸脱、濫用であり、国は損害賠償の責任を有する、と判示した。尚、損害額はXが本件再任用制度により再雇用されたとした場合の1年分の報酬額（16万円×12＝192万円）とした。これに対し、前掲控訴審は、本件職務命令と思想及び良心の自由（憲法19条）との問題につき、前掲第1審判決の説示に加えて、最高判平19.2.27を引用しつつ、Xの思想及び良心と学校の儀式的行事である卒業式での国歌斉唱での不起立とは必ずしも不可分に結びつくものではないとして、前掲第1審判決同様、本件職務命令は思想及び良心の

自由（憲法19条）を侵害するものではないとした。そして、都教委の裁量権の濫用の有無については、前掲第1審判決とは異なり、本件不起立行為による戒告処分より3年も経過していない時点での本件不合格の判断は、裁量権を逸脱、濫用したものとはまではいえないとして、国家賠償責任を否定し、Xの請求を全て斥けた。

これを受け、本件判決は、憲法19条違反の問題につき、卒業式等の式典での国歌斉唱の際の起立斉唱は、慣例上の儀礼上の所作であり、個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するものとはいえず、本件職務命令はXの思想及び良心の自由の間接的な制約となる面があるものの、職務命令の目的及び内容並びに上記の制約の態様等を総合的に較量すれば、必要性及び合理性が認められるとして、思想及び良心の自由（憲法19条）に違反するものではないとした。そして、その他の上告理由（都教委の裁量の濫用の有無の問題と思われる）については、法定の上告理由（民訴法312条）に該当しないとして、前掲控訴審判決同様、Xの請求を全て棄却した。

本件判決の判断（国歌斉唱時の起立行為）が思想・良心の自由（憲法19条）に違背しないこと、それに違反した公立学校教員を定年退職時に再任用（再雇用）しないことが不合理ではないとの判断については、本件判決以外にも、本年6月6日の最高裁判決、本年6月14日の最高裁判決、本年4月18日の東京地裁判決等も同様であり、司法判断としてはほぼ固まったところと思われる。個別の事案において、思想抑圧的な動機なり背景なりが認められるような場合であれば格別、公的教育機関での卒業式等における起立での国歌斉唱は儀礼的な行為に止まるという現時点での社会的常識に従えば、こうした裁判例の流れは至極通常のことであろう。また、本件職務命令の前提として、公的教育機関において、卒業式等の式典も含めて如何様な教育方針を以て臨むかについて、国の裁量が広く認められていることは、改めていうまでもないと思われる。（弁護士・岡芹 健夫）